

2007年4月20日

各 位

会社名 東洋紡績株式会社
代表者名 取締役社長 坂元 龍三
(コード番号 3101 東証、大証、各第1部)
問い合わせ先 総務部長 矢野 邦男
(TEL.06-6348-3221)

米国における「ザイロン®」繊維に関する訴訟却下についてのお知らせ

ドイツ国のバイエルン州とノルトライン・ヴェストファーレン州（「本件原告ら」）が米国において提起していた訴訟に関して、米国ミシガン州西地区連邦地方裁判所が本件原告らの当社および東洋紡アメリカ株式会社に対する訴えを却下する旨の決定を下しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 訴訟の提起から決定に至るまでの経緯

2006年8月25日付「訴訟の提起に関する訴状受領のお知らせ」でお知らせしたとおり、本件原告らは、米国の防弾ベストメーカーであるセカンドチャンス社の元経営幹部ならびに当社および東洋紡アメリカ株式会社に対する損害賠償請求を、2006年6月に、米国ミシガン州西地区連邦地方裁判所において提起していました。訴訟の対象となった防弾ベストは、本件原告らが米国の防弾ベストメーカーであるセカンドチャンス社から、同社のドイツ子会社を通して購入したものであり、当社の「ザイロン®」繊維が用いられていました。

なお、セカンドチャンス社は2004年10月にアメリカ連邦破産法に基づく破産の申請を行っています。

2007年4月13日に、米国ミシガン州西地区連邦地方裁判所は、当社に対しては不便宜法廷（フォーラム・ノン・コンビニエンス）の法理（*）により、また東洋紡アメリカ株式会社に対しては裁判管轄権不存在により、それぞれ、本件原告らの訴えを却下する旨の決定を下したものです。

（*）不便宜法廷（フォーラム・ノン・コンビニエンス）の法理

訴えを受けた裁判所が、当該訴訟の審理にとって不適切な法廷地であると判断したときには裁量により裁判管轄権の行使をせず、訴えを却下することを認める法理

2. 今後の見通し

本件訴訟および本決定に関して新たな開示事項が発生した場合には速やかにお知らせします。また、本件による当社業績への影響は現時点では不明ですが、判明した場合は、速やかにお知らせします。

3. その他の訴訟

現在、上述の防弾ベストに関連し、米国政府との訴訟、セカンドチャンス社との訴訟など米国において当社を被告とする複数の訴訟が係属しています。

以 上